

入札説明書添付資料 - 2 モニタリング及び対価の減額について

目次

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方	1
(1) モニタリングの基本的考え方	1
(2) モニタリング方針	2
(3) 運営業務委託費の減額に関する基本的考え方	2
(4) 減額システムの運用について	2
2. 運転停止型減額措置	3
(1) 減額等の措置を講じる状態	3
(2) 減額措置の手順	3
3. 運転継続型減額措置	4
(1) モニタリング手法の確定の手続	4
(2) モニタリングの方法	4
(3) 削減額の算定方法	5
4. 計画売電電力量未達減額措置	8
(1) 市における実績処理対象物量及び実績ごみ質ならびに実売電電力量の確認	8
(2) 事業者における計画売電電力量の算出	9
(3) 市における計画売電電力量の達成状況の確認	9
5. 提案市内発注金額未達減額措置(設計・建設業務)	9
(1) 事業者における市内発注金額の算出	9
(2) 市における提案市内発注金額の達成状況の確認	9
6. 提案市内発注金額未達減額措置(運営・維持管理業務)	9
(1) 事業者における市内発注金額の算出	9
(2) 市における提案市内発注金額の達成状況の確認	10

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

市は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に市が提示した要求水準書及び事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル(以下「要求水準書等」という)に基づいて適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることが、運営業務委託契約に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営業務委託費の減額に関する基本的考え方

運営業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 減額金額は運営業務委託契約に基づき運営事業者が市に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（市の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とする。
- 上記のほか、各年度の運営・維持管理業務における実売電電力量が計画売電電力量を、或いは、実績市内発注金額が提案市内発注金額を下回っていた場合、また、設計・建設業務における実績市内発注金額が提案市内発注金額を下回っていた場合についても本資料に基づくものとする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、市と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

2. 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

(2) 減額措置の手順

復旧手続き

市と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- 1) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- 2) 運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び市の承諾
- 3) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- 4) 市による当該施設の改善作業の完了確認
- 5) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- 6) 市による当該施設の運転データの確認
- 7) 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- 1) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- 2) 運営事業者による当該施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- 3) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- 4) 市による当該施設の改善作業の完了確認
- 5) 市による当該施設の運転データの確認
- 6) 当該施設の運転再開

減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (停止日数：日) × (減額率：%)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

減額率

状態	減額率
処理対象物の受入れ可能	25%
処理対象物の受入れ不能（1日～30日）	50%
処理対象物の受入れ不能（30日を超える場合）	100%（支払停止）

3. 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず市と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2) アに示す市のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して市に提出するものとする。

ア 市によるモニタリング

市は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a. 定期モニタリング

運営事業者が毎月10日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は市が行うモニタリングにつき、市の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に市と運営事業者が協議のうえ決定する。

b. 随時モニタリング

市が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

c. 本施設の周辺環境モニタリング

市は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

d. 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する。なお、市は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年1回、財務諸表を市に提出すること。

(3) 削減額の算定方法

減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと市が判断した場合、改善措置が必要となる状態の例は表-1に示すとおりである。

水準1：本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

水準2：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表 - 1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	水準 1 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・要監視基準値の逸脱 ・主灰処理物及び飛灰処理物の基準値の逸脱 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運営報告書の虚偽記載
	水準 2 ・情報公開設備（掲示機器等）の不具合による履行水準の未達 ・見学者対応設備の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室清掃状況の履行水準の未達

減額措置の手順

ア 業務改善手続き

運転を継続できるが、運営事業者の運営・維持管理業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、市と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図 - 1 参照）

- 1) 市は運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- 2) 運営事業者による運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- 3) 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び市の承諾
- 4) 業務改善作業への着手
- 5) 市による業務改善作業の完了確認

なお、業務水準が運営マニュアル等の未達成及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- 1) 市は運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- 2) 運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明及び対応策の検討
- 3) 業務改善作業への着手
- 4) 市による業務改善作業の完了確認

イ 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) × (違反日数：日) × (減額率：%)

ただし、「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表-2のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができたと市が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、市は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。
- 過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- 月毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率(表-3参照)を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次月には持ち越さない。

表-2 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準1	水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2	水準未達と認定された場合に1ポイント

過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表-3 減額率

累積ポイント	減額率
0~9	減額なし
10~	(累積ポイント) × (1% / ポイント) 最大100%

4. 計画売電電力量未達減額措置

(1) 市における実績処理対象物量及び実績ごみ質並びに実売電電力量の確認

毎月の実績処理対象物量及び実績ごみ質は、運営事業者の月間業務完了報告書により市が確認する。また、各年度終了時には、当該年度において運営事業者が処理をした実績処理対象物量及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。また、市は

毎月の実売電電力量を確認し、都度、運営事業者にそれを通知する。

(2) 事業者における計画売電電力量の算出

各年度終了時に、事業者は市から報告を受けた実売電電力量と、事業者提案に基づく計画売電電力量の比較による計画売電電力量達成ポイント等をとりまとめた計画売電電力量達成状況報告書を提出する。

$$\text{計画売電電力量達成ポイント} = \{ (\text{実売電電力量(kWh)}) \div (\text{計画売電電力量(kWh)}) \} \times 100 - 100$$

(小数点以下切り捨て)

(3) 計画売電電力量の達成状況の確認

市は運営事業者が提出する計画売電電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、当該単年度或いは連続する各事業年度の計画売電電力量達成ポイントが累積で-5ポイント以下に達した場合、ペナルティとして、当該単年度或いは累積で-5ポイント以下に到達した年度の最終月の運営業務委託費から累積年度の未達成量に1kWhあたり5円を乗じた額を控除して支払う。ただし、計画売電電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

なお、ペナルティを与えた年度の計画売電電力量達成ポイントは次年度に持ち越さないものとする。

5. 提案市内発注金額未達減額措置(設計・建設業務)

(1) 事業者における市内発注金額の算出

建設工事完了時に、建設事業者は事業提案書で提案した提案市内発注金額、また、同じく非価格要素審査で提案した確認方法により算出した実績市内発注金額を確認し、提案市内発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務市内発注金額達成状況報告書を毎年度市に提出する。

(2) 市における提案市内発注金額の達成状況の確認

市が設計・建設業務市内発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうちの実績市内発注金額が提案市内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を施設整備費から減額して支払う。ただし、提案市内発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、市がこれを認めた場合には、この限りではない。

6. 提案市内発注金額未達減額措置(運営・維持管理業務)

(1) 事業者における市内発注金額の算出

運営事業者は事業提案書で提案した提案市内発注金額、また、同じく非価格要素審

査で提案した確認方法により実績市内発注金額を確認し、提案市内発注金額の達成状況等を取りまとめた運営・維持管理業務市内発注金額達成状況報告書を市に毎月提出する。

(2) 市における提案市内発注金額の達成状況の確認

市は運営事業者が毎月提出する運営・維持管理業務市内発注金額達成状況報告書の内容を確認する。

確認した結果、当該月において、実績市内発注金額が提案市内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該月の運営固定費から控除して支払う。ただし、提案市内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。